

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	法定予防接種実施事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、予防接種法に基づく法定予防接種実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和8年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定予防接種実施事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づく予防接種(以下「法定予防接種」という。)については、予防接種法第5条第1項の規定により、市町村長が住民に対して行わなければならない。</p> <p>また、市町村長は、予防接種法第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るもの又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種の対象者に対して、接種を勧奨しなければならない。</p> <p>広島市は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、以下の予防接種の実施等に係る事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①法定予防接種(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種を除く)の接種履歴の登録</p> <p>②法定予防接種(A類疾病)対象者への接種勧奨通知</p> <p>③法定予防接種(A類疾病)対象者のうち、未接種者への再勧奨通知</p> <p>④本市に在住歴のある者に係る接種履歴の他自治体への提供</p> <p>⑤本市への転入者に係る他自治体における接種履歴の入手</p> <p>⑥被接種者本人から申請があった場合における接種履歴の提供</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の接種履歴の登録</p>
③システムの名称	保健予防システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号利用法第9条第1項、別表の14の項</li><li>・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、別表の14の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健部健康推進課
②所属長の役職名	保健予防担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL 082-243-2583

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予防係 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2882
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・接種証明申請受付窓口において、その内容や個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書等による本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。 ・接種券に記載された氏名、生年月日、宛て名番号の3つの情報と、住基情報とをシステム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むようにしている。情報が合致せず、エラーとなった場合は、接種医療機関に氏名や生年月日の記載誤りがないか確認するとともに、住所情報などを確認し、本人を特定している。 ・システムに取り込むデータは、複数人でチェックを行い、接種券に記載されたものと同じであることを確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input checked="" type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①法定予防接種(インフルエンザを除く)の接種履歴の登録 ②～⑥略 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	①法定予防接種(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種を除く)の接種履歴の登録 ②～⑥略 ⑦新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の接種履歴の登録	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和6年11月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健予防システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	保健予防システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和6年11月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項、別表の14の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和6年11月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の16の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	番号利用法第19条第8号、別表の14の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和8年3月24日	I-5-②所属長の役職名	感染症対策担当課長	保健予防担当課長	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和8年3月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	広島市健康福祉局保健部健康推進課感染症対策係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2622	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予防係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2882	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和8年3月24日	II-1時点	令和5年12月1日時点	令和7年9月9日時点	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。
令和8年3月24日	II-2時点	令和5年12月1日時点	令和7年9月9日時点	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出、公表は義務付けられていない。